安城市監査公表第２１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１５項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和３年１１月２５日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

１　令和３年安城市監査公表第１５号（公表日令和３年１０月２７日）関係分

２　措置の状況　ごみゼロ推進課（令和３年１１月１２日現在の措置状況）

指　摘　事　項　等
安城市ごみ運搬自動車貸出事務において、前回と同様に申請書兼許可書の確認方法に不備が見受けられたため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措　置　状　況
誰もが適切な受付事務ができるよう専用のチェックリストを作成し、当該事務を行う全職員に、これを用いるよう周知した。 また、受付後も複数人でのチェックを行うよう体制を強化した。